

平成28年6月20日

長崎市建設工事有資格業者 各位

長崎市理財部契約検査課

平成28年度における長崎市発注工事の前払金の使途拡大に係る取扱いについて

平成28年5月27日、地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成28年総務省令第61号）が交付、施行され、公共工事の前払金の使途が拡大されたことを受け、長崎市発注工事についても、下記のとおり取り扱うことといたしましたのでお知らせいたします。

記

1 使途拡大の内容

前払金の使途については、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に拡大し（保証料を含む。）、これに充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25。

2 使途拡大の適用対象

使途拡大の適用対象となる前払金（中間前払金を含まない。以下同じ。）は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事（請負金額50万円以上）に係る前払金で、平成29年3月31日までに払出しが行われるもの。

なお、平成28年4月1日から平成28年6月8日までに契約した工事で、前払金の使途拡大を希望される場合は、契約検査課工事契約係までご連絡ください。

お問い合わせ先

長崎市桜町2番22号 市役所本館4階

長崎市理財部 契約検査課工事契約係

電話 095(829)1276(直通)